

学校体育施設使用許可申請書兼許可書

No.

令和 年 月 日

グラウンド

大阪府教育委員会教育長 様

次のとおり学校体育施設を使用したいので許可されるよう申請します。

確認事項
(□をチェック)

- ☐ 暴力団の利益になるような使用ではありません。
☐ 体育施設の開放に伴う教育財産の使用目的に従って使用します。
☐ 使用に当たっては、条例、規則等の諸規定を遵守します。

第Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ期分 大阪府立 高等学校

(ふりがな)	
団体名	
(ふりがな)	
申請者	
生年月日	年 月 日生
住 所	〒
電話番号	
FAX	

No.	使用年月日	使用時間	施設	種目	使用目的	使用人数	管理指導員名	連絡先および許可書送付先
1	令和 年 月 日 ()	前半・後半	グラウンド		練習・試合・その他 ()	人		申請者・管理指導員 ※連絡先が管理指導員の場合は、 その方の電話番号を()にご記入ください。 ()

※ 使用時間は、原則、全日＜ 9:00～16:00＞ 前半＜ 9:00～12:00＞
後半＜13:00～16:00＞になります。

※ 使用者は、別添の注意事項、及び各学校の開放使用者心得をよく読み、厳守すること。

市町村確認欄

--

<注意事項>

1. 使用を許可された者(以下「使用者」という。)は使用許可体育施設を使用目的以外に使用してはならない。
2. 使用料は、行政財産使用料条例第6条第4号の規定により免除する。ただし、運動場夜間開放及び体育館の利用者は、電気代その他の使用に必要な経費を負担しなければならない。
3. 使用者は、別に定める使用者心得に従い常に善良なる管理者の注意をもって使用許可体育施設を維持保存しなければならない。
4. (1)使用者は自己の責に帰すべき事由により使用許可体育施設の全部又は一部を損傷し、又は亡失したときはその損害を賠償しなければならない。ただし、原状を回復した場合はこの限りでない。
(2)使用者は運動場夜間開放使用後に照明の消灯を怠った際には、消灯されるまでにかかった経費(大阪府立高等学校等体育施設(運動場)開放実施要綱より 700円/1時間)を負担しなければならない。
なお、利用開始時に既に点灯していた際には、その旨を管理指導日誌にて報告しなければならない。
(3)前項の場合のほか、この許可条件に定める義務を履行しないために府に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。
5. 次の号のいずれかに該当するときは、使用を中止させ、又は使用許可の全部若しくは一部は取り消し、若しくは変更することがある。
 - 一、体育施設の開放に伴う教育財産の管理運営上支障が生じたとき。
 - 二、使用者がこの許可条件に違反したとき。
 - 三、管理指導日誌に虚偽の申告を行ったとき。

<申請書記入確認>

申請書右上、団体名や生年月日・住所等全ての項目を記入していますか？

確認事項にチェックが入っていますか？

第～期、学校名は記入されていますか？

使用日時に間違いはありませんか？

管理指導員名と連絡先を記入していますか？

使用時間に間違いがないよう確認してください。

必ず確認印欄に押印した用紙(複写可)を控えとしてお持ちください。